

# 改訂（改正）の沿革

## 記

- 昭和60年4月 「給水装置工事設計施工要綱」を制定
- 平成元年4月 「給水装置工事設計施工要綱」改訂
- 平成10年4月 「給水装置工事設計施工要綱」全面改訂  
規制緩和を目的とする水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同施行規程の改正を行った。このことに合わせて、厚生省による「給水装置標準計画・施工方法」を参考にするなど指定工事店の制度の広域化を考慮し改訂。
- 平成15年4月 「給水装置工事設計施工要綱」改訂  
水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同施行規程の改正を行った。このことに合わせて、貯水槽水道の追加。
- 平成23年4月 「給水装置工事設計施工要綱」改訂  
4階以上の中高層建物における直結給水促進のため、「中高層建物直結給水技術基準（案）」の追加。
- 平成28年4月 「給水装置工事設計施工要綱」一部改訂 分岐の基準について追加。
- 平成29年7月 「給水装置工事設計施工要綱」一部改訂 文言の修正、数値の修正、様式の変更。
- 平成31年4月 「給水装置工事設計施工要綱」一部改訂 文言の修正、様式の修正。
- 令和2年4月 「給水装置工事設計施工要綱」改訂  
水道法等の改正に伴い指定工事事業者及び貯水槽水道に関する規制法・規制内容の修正を行った。また、メーター性能表（電磁式含む）、損失水頭早見表、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置、「中高層建物直結給水技術基準」等の修正。
- 令和3年10月 「給水装置工事設計施工要綱」一部改訂  
受水槽における一部文言の修正及び地下水混合給水に係る様式の追加及び押印の見直しに伴い様式の印を撤廃。

令和6年4月

「給水装置工事設計施工要綱」一部改正

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法の権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することによる文言の修正。